第 24 講　幕藩体制の確立

1　徳川家康の統一過程

「鳴かぬなら鳴くまで待とうホトトギス」

「織田がつき羽柴がこねし天下餅(もち)座りしままに食うは徳川」

①人質(ひとじち)時代

1542 年　**三河国**西部の弱小戦国大名であった松平広忠(ひろただ)の長男竹千代(たけちよ)として，岡崎城に生まれる。

1547 年～織田信秀(のぶひで)（尾張），のち今川義元（駿河・遠江）の人質となる。

---

②三河時代〔戦国大名〕

1560 年　桶狭間(おけはざま)の戦い（尾張国）に乗(じょう)じ，今川氏から独立。

1562 年　織田信長と清洲(きよす)同盟を結ぶ

1564 年　三河の一向一揆を鎮圧

1570 年　姉川の戦い　　（近江国）（○織田・徳川連合軍 vs 浅井・朝倉連合軍●）

1572 年　三方ヶ原の戦い（遠江国）（●徳川家康・織田の援軍 vs 武田信玄○）

1575 年　長篠の戦い　　（三河国）（○織田・徳川連合軍 vs 武田勝頼●）

1582 年　天目山(てんもくざん)の戦い　（甲斐国）（○織田・徳川連合軍 vs 武田勝頼●）

本能寺の変　　（京都）（●織田信長 vs 明智光秀○）

☆信長の死後，三河・遠江・駿河・甲斐・信濃 5 カ国の大名となる。

1584 年　小牧(こまき)・長久手(ながくて)の戦い（尾張国）（△織田信雄・徳川家康 vs 豊臣秀吉▲）

1586 年　豊臣秀吉に臣従

---

③関東時代〔近世大名〕

1590 年　秀吉の命により，北条氏滅亡後の関東へ国替え。

☆**江戸城**へ入り武蔵(むさし)・相模(さがみ)・上総(かずさ)・下総(しもうさ)・上野(こうずけ)・伊豆(いず) 6 カ国約 250 万石の大名となる。

1598 年　豊臣秀吉死後，五大老筆頭として伏見城で政務をとる。

1599 年　五大老の前田利家死後，大坂城に入る。

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

④天下統一〔征夷大将軍・大御所〕

1600 年　関ヶ原の戦い（美濃国）（○徳川家康〔東軍〕vs 石田三成〔西軍〕●）

○東軍（北政所が支持）

徳川家康・（徳川秀忠）・**福島正則**・（加藤清正）・黒田長政・池田輝政ら

●西軍（**豊臣秀頼・淀殿**が支持）

石田三成・小西行長・宇喜多秀家・島津義弘・**小早川秀秋（⇐東軍に寝返る）（毛利輝元）・（上杉景勝）**ら

☆豊臣秀頼は，摂津・河内・和泉約 60 万石の大名に減封。

1603 年　徳川家康，後陽成天皇より**征夷大将軍**を宣下される。

☆諸大名に江戸の普請と，国絵図・郷帳・御前帳の作成を命じる。

1605 年　家康，子の**秀忠**に将軍職を譲る。

☆「天下は回り持ち」とする下剋上の思想を否定・根絶。

1607 年　**駿府**へ隠居するも**大御所**として政権を握る

☆**金地院崇伝〔以心崇伝〕**・南光坊天海・本多正純らが補佐。

☆江戸では本多正信が２代将軍秀忠を補佐。

1614 年　方広寺鐘銘問題

☆「国家安康」「君臣豊楽」の部分に言い掛かりをつけ，豊臣方を挑発。

大坂冬の陣（摂津国）（△徳川家康 vs 豊臣秀頼・淀殿▲）

☆家康が全国の大名を動員し，**"大坂の役"**を開始。

☆豊臣方には大野治長・真田幸村らの武将が参戦。

1615 年　大坂夏の陣（摂津国）（○徳川家康 vs 豊臣秀頼・淀殿●）

☆**"元和偃武"**となる⇒戦乱の世が終わるが，**かぶき者〔傾奇者〕**は横行。

1616 年　太政大臣に就任後，死去。

☆駿河国久能山に葬られるが，翌年下野国**日光**に改葬。東照大権現として祀られる。

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

２　２代将軍秀忠の政治～大名の統制～

①一国一城令（1615 年）

大阪城落城後，**元和偃武**となり各大名に**居城以外の城破**を行わせる。

---

②武家諸法度元和令（1615 年）

A　起草者

金地院崇伝

B　内容

「**文武弓馬の道**，専ら相嗜むべき事」

☆**新規築城の禁止と修理時の申し出**，隣国動向の監視，**私婚の禁止**など。

C　修正

原則的に**将軍代替わりごとに発布**され，少しずつ修正が加えられる。

---

③大名の区分（約 260 ～ 270 家）

各大名は，領地から年貢を徴収する権利（＝領知）を，将軍が発給する**領知宛行状**により与えられた。

A　**親藩**（徳川氏一門）

御三家（尾張・紀伊・水戸），御家門（松平など）

☆大名扱いではないが，**御三卿（田安・一橋・清水）**も含まれる。

B　**譜代**（**関ヶ原以前**から徳川氏に服属）

井伊・土井・堀田・酒井・本多など

C　**外様**（**関ヶ原以後**に徳川氏に服属）

前田（加賀）・**島津（薩摩）**・**伊達（仙台・宇和島）**・細川（熊本）・黒田（福岡）・**毛利（長州）**・鍋島（肥前）・**山内（土佐）**など

---

④大名の配置

A　**親藩・譜代を要地**（関八州・畿内周辺や主要街道沿い），**外様を遠隔地**に置く。

B　親疎を隣り合わせ，天領〔幕領〕をその間に置く。

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

⑤大名の負担

A　**軍役**

石高（こくだか）に応じた軍事上の負担

B　**お手伝普請（てつだいぶしん）**

城郭（じょうかく）建築・河川（かせん）改修など

☆**宝暦治水（ほうれきちすい）**事件の悲劇（1755 年，**薩摩藩**）は有名。

C　**証人〔人質〕**

大名が江戸に妻子を置くのとは別に，家臣の子弟を江戸城内の証人屋敷に預ける。

D　**参勤交代（さんきんこうたい）（1635 年に制度化）**

原則的に**江戸と国元とを 1 年交代で往復，妻子は江戸藩邸住みを強制される。**

☆関東の大名は半年交代。また，対馬藩宗（そう）氏は 3 年 1 勤，蝦夷地（えぞち）の松前藩松前氏は 6（5）年 1 勤。

☆老中・若年寄など重職に就（つ）く者および水戸藩は江戸常府（じょうふ）。

---

⑥大名の処分⇒武断主義（ぶだん）政策を採る

改易（かいえき）〔御家断絶（おいえだんぜつ）〕・**減封（げんぽう）**・**転封（てんぽう）**〔国替（くにがえ）〕を断行，**牢人（ろうにん）〔浪人〕**が大量に発生。

A　松平忠輝（ただてる）（越後高田藩〔親藩〕）

徳川家康の 6 男であったが，大坂夏の陣不参加などの不行跡（ふぎょうせき）により勘当（かんどう）。のち改易・追放された。

B　**福島正則（まさのり）（広島藩〔外様〕）**

広島城の無断修築を理由に改易，信濃国川中島（かわなかじま）に配流。

C　本多正純（まさずみ）（宇都宮藩〔譜代〕）

大御所家康の側近であったが突如秀忠の勘気（かんき）に触れ改易，出羽国に配流。

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

3　3 代将軍家光の政治～大名の圧伏～

①**大名の処分**⇒引き続き**武断主義**政策を採り，**牢人**が大量に発生。

A　加藤忠広（熊本藩〔外様〕）

領内不統一を理由？に改易，出羽国に配流。

B　徳川忠長（駿府藩〔親藩〕）

家光の弟であったが，乱行を理由に上野国に幽閉，自刃に追い込まれる。

---

②武家諸法度寛永令（1635 年）

A　起草者

林羅山〔道春〕

B　内容

参勤交代の制度化，500 石積以上の大船建造の禁など。

☆参勤交代の影響⇒江戸幕府の絶対的支配が確立。**諸藩の財政負担は増大**したが，江戸の町や主要街道沿いの宿場町が繁栄した。

---

③幕藩体制の確立

強力な領主権をもつ**幕府〔将軍〕と藩〔大名〕が，全国の土地と人民を直接統括支配する体制**が確立。

☆強大な軍事力と経済力をもつ幕府が，諸藩に自主性を認める一方で，武家諸法度により厳しく統制。幕府･藩ともに**経済的には農村からの年貢収入に依存**した。

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

4　幕府権力の優越

①**経済力**⇒圧倒的な富力（ふりょく）を誇（ほこ）る

A　**天領〔幕領〕＝約400万石**

旗本知行（ちぎょう）地300万石と合わせ**全国3000万石の約4分の1**を占める。

B　**主要鉱山の直轄**

佐渡相川（あいかわ）・伊豆の**金山**，**但馬生野・石見大森**の**銀山**，**足尾の銅山**など

C　**主要都市の直轄**

江戸・京都・大坂・長崎・駿府・伏見（ふしみ）・奈良・佐渡・日光・山田・堺・下田など

D　**主要街道の直轄**

五街道を道中（どうちゅう）奉行，脇街道〔脇往還（わきおうかん）〕を勘定（かんじょう）奉行が支配。

E　**貨幣鋳造（ちゅうぞう）権の独占**

金座・銀座・銭（ぜに）座で鋳造

F　**長崎貿易の独占**

中国・オランダとの貿易を，長崎奉行が統制。

---

②**軍事力**⇒圧倒的な軍事力，俗（ぞく）に“旗本八万騎”

直参（じきさん）〔旗本（はたもと）・御家人〕および諸大名の**軍役**により，他勢力を圧倒。

A　**旗本**　（御目見（おめみえ）得以上）

約5000人，**1万石未満**の**地方知行制（じかたちぎょう）〔知行取（どり）〕**が多い。

☆大番頭（おおばんがしら），町奉行，勘定奉行，大目付，目付など。

B　**御家人**（御目見得以下）

約1万7000人，**俸禄（ほうろく）制〔蔵米取（くらまいどり）〕**が多い。

☆同心（どうしん）など。

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

5　幕藩体制

①江戸幕府の職制

A　将軍直属（原則的に譜代大名が就任）

- **（大　老）**　**非常置の最高職**，10 万石以上から選任。
- **老　中**　**政務の総括を行う常置の最高職**（はじめ年寄），2 万 5000 石以上から 4 〜 5 名選任。
- **（側用人）**　**非常置の将軍側近**，将軍の命を老中に伝える。
- **若年寄**　**老中の補佐**，3 〜 5 名。
- **寺社奉行**　**寺社の監察や宗教統制**，4 〜 5 名。
- 奏者番　大名・旗本の将軍謁見や，諸事の披露を担当。
- **京都所司代**　**朝廷の監察**，西国大名の監視。
- **大坂城代**　**大坂城の守護**，西国大名の監視。

B　老中支配（旗本が就任）

- **大番頭**　**江戸城などの警備**，4 〜 5 名。
- **大目付**　**大名の監察**，4 〜 5 名。
- **町奉行**　**江戸町方の行政・司法**を担当（与力・同心を支配），南北 2 名。
- **勘定奉行**　**幕府財政，天領の租税徴収や訴訟**，関八州の私領の訴訟を担当（**郡代・代官**を支配）。4 名だが，享保の改革で公事方（訴訟担当）と勝手方（財政担当）に分かれる。
- 勘定吟味役　勘定奉行所の財政の監査，5 代将軍綱吉が設置。
- **道中奉行**　**五街道の宿駅や道路行政を管轄**，大目付・勘定奉行各 1 名が兼務。
- **宗門改役**　**宗門改め，キリシタン摘発**などを担当。
- 高　家　儀式典礼・勅使公家衆の接待
- 城　代　二条・伏見（のち廃止）・駿府
- 町奉行　京都・大坂・駿府
- 奉　行　**長崎**・奈良・佐渡・日光・山田・堺・下田など

C　若年寄支配（旗本が就任）

- 書院番頭　将軍の護衛
- 小姓組番頭　将軍の護衛
- **目　付**　**旗本・御家人の監察**，はじめ 10 名。

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

D　職制の特色

あ　三河以来の職制の拡充（かくじゅう）・整備⇒“庄屋仕立て（しょうやじたて）”

い　**将軍独裁体制，要職はすべて譜代・旗本から選任。**

う　**月番交代（つきばんこうたい）**・合議制を採用，役職は軍事関係（番方（ばんかた））と一般政務（役方（やくかた））とに大別（たいべつ）。

え　平時（へいじ）の編成が，そのまま戦時の編成となる。

---

②藩（はん）〔国（くに）・国元（くにもと）〕の制度⇒大名＝藩主

A　職制

家老（かろう）〔国家老（くにがろう）・城代家老と江戸家老〕以下の諸役人。町奉行・勘定奉行・郡奉行（こおりぶぎょう）など，幕府の職制を模倣（もほう）。

B　支配

領地・領民を直接支配（＝領内一円支配）。**幕府の政策範囲内で，独自の支配を展開。**

C　収入

主たるものは直轄地からの年貢収入，その他に国産品の専売など。

D　**藩士**

藩政を分担し，原則的に城下町に集住。収入は大半が俸禄制〔蔵米取〕。

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

6　朝廷の統制

①朝廷に対する規制

A　**禁中並公家諸法度（1615 年，金地院崇伝が起草）**

　「天子諸芸能の事，第一御学問なり」

B　行政

　あ　**京都所司代（幕府）**

　　朝廷の監察と行動の規制にあたる。

　い　**武家伝奏　（朝廷）**

　　公家から２名を選任。朝廷に幕府からの指示を伝え，摂関とともに朝議をつかさどる重職。

C　**領地**

　禁裏御料３万石，公家領など７万石。

D　行動⇒大名・寺社との接触を警戒

　あ　天皇

　　学問第一，行幸は原則として認めず。

　い　公家

　　京都からの他行は，武家伝奏を通じ届出が必要。

---

②朝廷との関係

　幕府は天皇権威を自らの支配に利用。２代将軍秀忠の娘和子〔東福門院〕は，**後水尾天皇**に入内し外戚関係を結ぶ。

☆征夷大将軍は形式的に内大臣を兼任した。

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

③朝廷との紛争

A　**紫衣（しえ）事件（1627 年）**

幕府が大徳寺・妙心寺（みょうしんじ）などの禅僧に対する紫衣着用の勅許（ちょっきょ）を無効とする。

☆幕府の法度が天皇の勅許に優先することを決定づけた事件。

B　**後水尾天皇の退位（1629 年）**

この年，紫衣事件に異を唱えた大徳寺の**沢庵宗彭（たくあんそうほう）**は出羽（でわ）に配流，幕府の許可のない 1615 年以降の紫衣勅許もすべて無効となった。**相次ぐ幕府の介入に反発した天皇が独断で退位**，大御所秀忠の孫にあたる皇女（こうじょ）が即位して**明正（めいしょう）天皇**となった。

☆幕府は武家伝奏（てんそう）を交代させ，摂関家に朝廷の厳重（げんじゅう）統制を命令。

☆ 1634 年，3 代将軍家光は 30 万の大軍を率い上洛（じょうらく），幕府の威勢（いせい）を示した。

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

7　幕府の宗教統制

①キリスト教の禁止

A　**理由⇒統一的支配の障害**

ポルトガル・スペインの侵略に対する懸念（けねん），信者の団結・抵抗の強さを恐れる。

☆信者は 17 世紀初めで約 70 ～ 75 万人。

B　推移

1609 年　マードレ＝デ＝デウス号事件

☆有馬晴信（ありまはるのぶ）が長崎でポルトガル船を撃沈（げきちん）。

1612 年　天領〔幕領〕に禁教令を発布

☆岡本大八（だいはち）事件が契機（けいき）となる。

1613 年　全国に禁教令を発布

1614 年　**高山右近（うこん）**らをマニラ・マカオに追放

1622 年　元和（げんな）の大殉教（だいじゅんきょう）

☆**長崎**で宣教師を含むキリシタン **55 名**を処刑。

1630 年　禁書令

☆洋書の輸入を禁止。

C　**島原の乱〔島原・天草（あまくさ）一揆〕（1637 年～ 38 年）**

天草四郎時貞〔益田（ますだ）時貞〕を中心とする約 3 万 8000 の**キリシタン農民**や牢人が蜂起（ほうき），原城跡（はらじょうあと）に籠城（ろうじょう）。

あ　原因

松倉勝家（肥前国島原藩）と寺沢堅高（かたたか）（肥後国天草）による，過酷（かこく）な年貢徴収とキリシタン弾圧に領民が反抗。

☆安土桃山時代に島原半島は有馬晴信，天草諸島は小西行長の支配下にあったため，旧キリシタン大名領としての風潮が依然（いぜん）残っていた。

い　結果

九州の外様など約 12 万人を大動員し，譜代の板倉重昌（いたくらしげまさ）が指揮にあたったが失敗。**老中松平信綱（まつだいらのぶつな）**〔知恵（ちえ）伊豆〕が出陣し，オランダ船の援護も得てようやく鎮圧した。

☆乱後，松倉氏と寺沢氏は改易（かいえき）。

う　意義

幕府権力のさらなる集中と，**鎖国政策促進の契機**となった。

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

D　禁教政策の強化

あ　**踏絵**

九州北部を中心に**絵踏**を実施し改宗を強制したが，**隠れキリシタン**も残存した。

い　**寺請制度〔寺檀制度〕**

1640 年，**宗門改役**を設置して**宗門改め**を実施。結婚・奉公・旅行などに際し檀那寺が寺請証文を発行，檀家〔檀徒・檀那〕を監視した。

☆幕府・諸藩は**宗門改帳〔宗旨人別帳〕**を作成，**寺院を通しての民衆支配**を進めた。のち人別改と合わせ宗門人別改帳となり，戸籍の役割を果たした。

---

②寺社の統制

A　禁教

キリスト教の他にも，**日蓮宗不受不施派**（日奥を祖とする）を禁止。

☆神道・修験道・陰陽道は容認。

B　領地

朱印地（将軍の朱印状により安堵），黒印地（旗本・大名の黒印状により安堵）など約 40 万石。

C　法度

1601 年～**寺院法度〔諸宗諸本山法度〕**

☆**各宗派ごと**に出し，**本末制度**を実施。

1665 年　諸宗寺院法度

☆**仏教各宗派共通**の，寺院・僧侶統制令。

諸社禰宜神主法度

☆**神社・神職の統制令**，吉田家が支配を強める。

D　行政

将軍⇒**寺社奉行**⇒各宗派の**本山**⇒**末寺**⇒檀家

E　結果

仏教・神道ともに，独立した宗教としての活力を失う。

F　**黄檗宗**の伝来（17 世紀半ば）

禅宗の一派。中国から来日した**隠元隆琦**が開祖，本山は山城国宇治の**万福寺**。

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

8　農村の生活（村と百姓）

①村落

A　性格

百姓の集落中心の共同体で，幕藩体制社会の基盤。

☆あくまでも行政村で，完全な自治組織ではない。

B　成立

中世の惣村や惣郷（そうごう）・惣荘（そうしょう）などを分割（ぶんかつ）して成立。新田開発により新たに成立したものも含め，全国に約６万。

☆幕府・藩が，総検地のあと 50 ～ 60 戸（こ）単位の“村切り（むらぎ）”を行う。

C　種類

農村・山村・漁村・在郷町（ざいごうちょう）など

D　支配組織

将軍⇒大名・旗本⇒郡代・代官⇒**村方三役（むらかた）（村役人）⇒本百姓**

E　**村方三役（むらかた）**〔地方（じかた）三役〕

あ　**名主（なぬし）〔関西＝庄屋（しょうや），東北＝肝煎（きもいり）〕**⇒１名

年貢割当（わりあて）と納入，法令の伝達，村内秩序維持，用水管理，宗門改めなどの責任を負う。

い　**組頭（くみがしら）**〔年寄〕⇒１～３名

名主の補佐

う　**百姓代（ひゃくしょうだい）**⇒１～３名

名主・組頭の不正監視役で，**一般百姓の代表**。

F　**五人組**

貢租（こうそ）納入の連帯責任，キリシタン・犯罪人の相互検察（けんさつ）を目的に５戸を一組とする。

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

②農民の生活

A　仕事

農作業の他，**入会地**（いりあいち）の共同利用・用水の管理・治安や防災にあたる。

☆**結**（ゆい）**・もやい**とよばれる共同作業により生活を支え合った。

B　経費

村入用（むらいりよう）とよばれる経費は共同負担。

C　運営

村法（そんぽう）〔**村掟**（むらおきて）〕によって村政を運営。違反者には**村八分**（むらはちぶ）などの制裁が加えられた。

D　貢租（こうそ）納入

村請制で実施。村高にかかる年貢を，百姓が石高に応じて公平に負担した。

---

③農民の階層

A　**本百姓**（ほんびゃくしょう）〔高持（たかもち）百姓〕⇒**検地帳に記載**

本田畑（ほんでんぱた）〔高請地（たかうけち）〕をもち，年貢・諸役を納入し**村政**（そんせい）**に参加**。

B　**水呑百姓**（みずのみびゃくしょう）〔無高（むだか）百姓〕⇒検地帳に無記載

田畑をもたず，**小作**（こさく）や日傭（ひよう）仕事に従事。

C　隷属（れいぞく）農民〔**名子**（なご）**・被官**（ひかん）・家抱（けほう）・譜代など〕

有力な本百姓に隷属（れいぞく）

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

④農民の負担

各種の負担は非常に厳しく，走り百姓・潰れ百姓が続出した。

A　**本途物成〔本年貢〕**

田畑・屋敷地に課税，村請制により**米納**した。

☆税率ははじめ**四公六民**程度の**検見法**，享保期以降は天領を中心に**五公五民**の**定免法**が一般化。

B　**小物成**

副業・特産物・山野河海からの収益などにかかる**雑税**，貨幣で納入した。

C　**高掛物**

村高に応じて課する付加税，貨幣で納入した。

D　**国役**

天領・私領を問わず，一国または数カ国単位で課す労役。道路・河川の土木工事や朝鮮通信使の接待など。のちに貨幣による代納が一般化した。

E　**助郷役**（**伝馬役**の一種）

主要街道における幕府・藩の御用通行時，常備人馬で負担しきれない場合は，宿駅周辺の村（**助郷**）に補助的に人馬を負担させた。のち，貨幣で代納することが一般化した。

☆増大する一方の負担に対し，**伝馬騒動（助郷役反対一揆）**も起きた。

---

⑤為政者の農民観

A　江戸時代前期⇒農民の生活が成り立つことを前提とする

徳川家康　―『昇平夜話』より―

「百姓共は死なぬ様に，生きぬ様に…」

本多正信　―『本佐録』より―

「百姓は財の余らぬように，不足なきように治むること道なり」

B　江戸時代後期⇒農民の生活を無視

神尾春央　―本多利明『西域物語』より―

「胡麻の油と百姓は，絞れば絞る程出る物也」

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

⑥農民に対する規制

A　**田畑永代売買の禁令　　　　　　（1643 年，3 代将軍家光）**

寛永の大飢饉（1641 年～ 42 年）を背景に，**富農への土地集中防止と本百姓体制維持のため，田畑の売買を禁止。**しかし，**質流れによる田畑の実質的移動は行われた**ため，不徹底に終わる。

☆明治時代の **1872 年まで存続。**

B　**田畑勝手作りの禁〔作付制限令〕（1643 年，3 代将軍家光）**

本百姓体制維持のため，本田畑における五穀（米・麦・黍・粟・豆）以外の商品作物栽培を禁止したが，のち有名無実化。

☆明治時代の **1871 年まで存続。**

C　慶安の触書？（1649 年，3 代将軍家光？）

幕府による農民に対する 32 条の衣食住制限？

☆近年，幕府の法令ではないという説が強い。

D　**分地制限令　（1673 年，4 代将軍家綱）**

本百姓体制維持のため，名主 20 石・一般百姓 10 石未満の者の分地を禁止。

☆ 1713 年に改正され，分地高・残高ともに 1 町・10 石未満になることを禁止。

E　その他

あ　移住・転業の制限

い　**麻・木綿**の筒袖を着用

う　麦または稗・粟などの雑穀主体の食事

え　茅葺・わら葺の粗末な住居

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

9　都市の生活（町と町人）

①城下町の生活

A　成立

兵農分離策による武士（＝消費者）の集住と，自由営業認可・地子銭免除による町人（＝商工業者）の集住による，物資の生産・集散の活発化。

B　城下町の例

江戸（武蔵国），**大坂（摂津国）**，駿府（駿河国），**名古屋（尾張国）**，和歌山（紀伊国），水戸（常陸国），福井（越前国），会津（陸奥国），金沢（加賀国），鹿児島（薩摩国），仙台（陸奥国），熊本（肥後国），福岡（筑前国），萩（長門国），佐賀（肥前国），高知（土佐国）など

C　構造⇒町割が行われ，村と類似した自治的組織である**町**が多数発生する。

あ　武家地

城郭と合わせ，城下町の大半を占める。

い　寺社地

寺院・神社を集める

う　町人地

町方〔**町屋**〕ともいう経済活動の中心地で，商工業者の職業別居住区。

D　生活

あ　住民

市民権をもつ本来の**町人**（地主・家持）は少数だが，農民との対比で下層民を含む住民全体を町人ともよぶ。

い　運営

町法〔**町掟**〕にもとづき運営。

☆江戸（南北の町奉行⇒町年寄⇒町名主⇒五人組）

☆大坂（東西の町奉行⇒惣年寄⇒町年寄⇒五人組）

E　負担

年貢は賦課されず，地子銭も免除の場合が多い。町人足役（上下水道の整備・城郭や堀の清掃・防火など）や**町入用**（共同経費）は負担。

☆商工業者は営業税として運上・冥加を，職人は国役を納める場合があった。

F　町人の階層⇒**町政に参加できるのは地主・家持のみ**

地主・家持⇒**地借**⇒**店借**〔**借家**〕・商家奉公人など

☆店賃を支払う店借の多くは**棟割長屋**〔九尺二間〕に住む。

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

②その他の都市

A　**港町**

長崎（肥前国），堺（和泉国），下田（伊豆国），**松前（蝦夷地）**，**酒田（出羽国）**，三国（越前国），敦賀（越前国），小浜（若狭国），**下関（長門国）**，博多（筑前国），坊津（薩摩国）など

B　**門前町**

奈良（大和国・興福寺など），**山田（伊勢国・伊勢外宮）**，**日光（下野国・日光東照宮）**，長野（信濃国・善光寺）など

C　**宿場町**

品川（武蔵国），神奈川（相模国），小田原（相模国），島田（駿河国），金谷（遠江国），熱田〔宮〕（尾張国），桑名（伊勢国），草津（近江国），大津（近江国），下諏訪（信濃国），妻籠（信濃国），馬籠（信濃国）など

D　鉱山町

あ　**幕府の直営**

佐渡相川金山・但馬生野銀山・石見大森銀山・下野足尾銅山

い　秋田藩佐竹氏の経営

院内銀山・阿仁銀山〔銅山〕（出羽国）

う　**泉屋〔住友家〕**の経営

別子銅山（伊予国）

E　**幕府直轄都市**

三都〔江戸・大坂・京都〕，**長崎**，駿府，伏見，奈良，佐渡，山田，日光，堺など

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

10　身分秩序

①士農工商

A　制定の目的と特色

身分秩序の維持による社会の安定をはかり制定。**地位・職業は世襲，階層的主従関係が存在**した。

B　**士**（10％未満）

あ　種類

将軍⇒大名・直参〔旗本・御家人〕⇒陪臣〔大名・旗本の家臣〕⇒軽輩〔足軽・中間・小者〕，**牢人**など

い　**特権**

苗字・帯刀，切捨御免〔無礼打ち〕

う　その他

皇族，公家，上級の僧侶・神職も武士と並ぶ支配階級。

C　**農（約 80％）**⇒山民・漁民を含む

百姓は幕藩体制の経済基盤として，幕府・藩の強い統制を受ける。

D　**工・商**（10％未満）⇒家持町人

職人と商人

---

②賤民階級

A　**えた　〔穢多〕**（西日本＝かわた，東日本＝長吏とも）

農業の他，皮革製造・わら細工や雑役（死牛馬の処理・行刑役など）に従事。

B　**ひにん〔非人〕**

物乞い・遊芸・清掃・牢屋役などに従事。

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

11　封建的意識⇒分際のわきまえを重視

①主従関係

A　武士　　主君と家臣，本家と分家。

B　農民　　地主と小作人

C　漁民　　網元と網子

D　職人　　親方〔師匠〕と徒弟〔弟子〕

E　**商人**　　**主人⇒番頭⇒手代⇒丁稚**，のれん分けによる本家と別家。

---

②家族関係

A　**家**の重視＝**家制度**の確立

個人よりも家名第一，家同士にも家格が存在。

B　強大な**家長〔戸主〕権**

財産や家業の**長子単独相続**や，勘当・婚姻・住居などを決定。

C　強烈な**男尊女卑**⇒家督・財産の相続権なし

あ　三従の教え　―『女大学』より―

「家にありては父，嫁しては夫，夫死して後は子に従え」

い　七去を理由とする男性からの一方的離縁（＝**三行半・三下半**）

女性からどうしても離縁したい場合は，鎌倉の東慶寺・上野国の満徳寺などの**縁切寺〔駆込寺〕**に逃げ込んだ。

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

第 24 講　幕藩体制の確立　テスト

1　1600 年，関ヶ原の戦い（美濃国）時は大坂城にいた西軍の総大将とは？
①　豊臣秀頼　②　前田利家　③　毛利輝元　④　石田三成

2　1615 年，大坂夏の陣で徳川家康に敗れ自害した，豊臣秀吉の子とは？
①　豊臣秀長　②　豊臣秀次　③　豊臣秀頼　④　小早川秀秋

3　関ヶ原の戦い以後に徳川氏に服属した大名を何というか？
①　親藩　②　譜代　③　外様　④　旗本

4　大名が江戸と国元を一年交代で往復，妻子は江戸住みを強制されること（1635 年の武家諸法度寛永令で制度化）を何というか？
①　参勤交代　②　お手伝普請　③　本途物成　④　関東御公事

5　はじめ年寄とよばれ，原則２万 5000 石以上の譜代が就任し，江戸幕府の政務の総括を行う常置の最高職とは？
①　大老　②　老中　③　側用人　④　若年寄

6　三奉行としてふさわしくないものを一つ選べ。
①　寺社奉行　②　町奉行　③　勘定奉行　④　道中奉行

7　２代将軍秀忠に突如改易された，もと大御所家康の側近であった譜代とは？
①　松平忠輝　②　本多正純　③　福島正則　④　加藤忠広

8　江戸幕府開幕当初，天領〔幕領〕の石高は，約何万石であったか？
①　220 万石　②　250 万石　③　400 万石　④　700 万石

9　1627 年の紫衣事件に異を唱え，大御所秀忠により出羽国に配流された大徳寺の僧とは？
①　金地院崇伝〔以心崇伝〕　②　南光坊天海
③　沢庵宗彭　④　隠元隆琦

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

10　1665年に発布された，仏教各宗派共通の寺院・僧侶統制令とは？

①　寺院法度〔諸宗諸本山法度〕　②　諸宗寺院法度

③　諸社禰宜神主法度　④　諸士法度

11　田畑をもたず（検地帳〔水帳〕に無記載），小作や日傭仕事に従事する農民とは？

①　名主　②　本百姓　③　水呑百姓　④　名子

12　副業・特産物・山野河海からの収益にかかる雑税とは？

①　本途物成　②　小物成　③　高掛物　④　国役

13　広義の町人階層として不適切なものを一つ選べ。

①　地主・家持　②　地借　③　店借〔借家〕　④　借上

14　商家に住み込み，衣食住を保障され無給で下働きをする最年少者たちとは？

①　主人　②　番頭　③　手代　④　丁稚

15　原則的に武士にのみ認められた特権ではないものを一つ選べ。

①　苗字　②　帯刀　③　切捨御免〔無礼討ち〕　④　税の免除

解答

1　③	2　③	3　③	4　①	5　②
6　④	7　②	8　③	9　③	10　②
11　③	12　②	13　④	14　④	15　④

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。